

宗教法人広厳寺永代供養塔「寂光」使用規定

- 1、納骨あるいは生前の契約は、当寺規定の申込用紙に署名捺印し、永代使用料を添えてお申し込みください。
- 2、契約を解除されても、永代使用料は返還しません。
- 3、戒名を授与されていない方の納骨はできません。一定の戒名料を納めていただき、必ず授戒をして仏縁を深めてから納骨いたします。
- 4、すでに他寺院より戒名が授与されている場合はその限りではありません。
- 5、希望により生前に授戒をして戒名を授与いたします。
- 6、申込者に対し納骨使用許可証と領収書を発行し、希望により墓誌に氏名を刻字するとともに、永代供養過去帳に記入し、春秋お彼岸、お盆、命日には永代に読経供養いたします。
- 7、納骨は最初から供養塔に合祀いたします。（その後の改葬、分骨等のご遺骨の返還はできません。）
- 8、永代使用料 30万円（一人、永代供養料、永代管理料含む）
夫婦など同時申し込みの場合、二人で 50万円
墓誌刻字料 3万円（希望者のみ実費）
戒名授与布施（生前授戒時の布施） 信士信女 10万円
- 9、申込者ご本人存命中はお寺の護持費を納入していただきます。
年会費（お寺護持費） 2千円／年額（生前中）
（お寺の維持費、寺だより、布教資料の配布等にかかる費用）
- 10、仏事法要は当寺が執行します。
- 11、動物の焼骨などは納骨できません。
- 12、本規定にない事柄は、墓地管理者である当寺の住職の判断とします。

以上

